

『認定こども園自己点検・自己評価の手引』

(2) 関係条文等

新旧対照表

新	旧
<p>⑤〇 施設型給付費等に係る<u>処遇改善等加算</u>について（令和4年11月7日内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知）</p> <p>特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）の実施に伴う留意事項として、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付け府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省子ども家庭局長連名通知）別紙1から別紙9までにおいて「別に定める」とことしている<u>処遇改善等加算I</u>（各種加算項目に付随するものを含む。以下同じ。）（以下「加算I」という。）、<u>処遇改善等加算II</u>（以下「加算II」という。）及び<u>処遇改善等加算III</u>（以下「加算III」という。）（以下「<u>処遇改善等加算</u>」と総称する。）に係る取扱いを下記のとおり定めたので、通知する。</p> <p>本通知では、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）を踏まえ、本通知に基づく都道府県の事務の実施を希望する市町村（特別区を含む。以下同じ。）への権限委譲や<u>加算II</u>の配分方法の更なる緩和を講じるとともに、「子ども・子育て支</p>	<p>④〇 施設型給付費等に係る<u>処遇改善等加算I</u>及び<u>処遇改善等加算II</u>について（令和2年7月30日内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知）</p> <p>特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）の実施に伴う留意事項として、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付け府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省子ども家庭局長連名通知）別紙1から別紙9までにおいて「別に定める」とことしている<u>処遇改善等加算I</u>（各種加算項目に付随するものを含む。以下同じ。）（以下「加算I」という。）及び<u>処遇改善等加算II</u>（以下「加算II」という。）（以下「<u>処遇改善等加算</u>」と総称する。）に係る取扱いを下記のとおり定めたので、通知する。</p> <p>本通知では、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）を踏まえ、本通知に基づく都道府県の事務の実施を希望する市町村（特別区を含む。以下同じ。）への権限委譲や<u>加算II</u>の配分方法の更なる緩和を講じるとともに、</p>

援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」（令和元年12月10日子ども・子育て会議取りまとめ）を踏まえ、処遇改善等加算の賃金改善の起点を前年度とし、計画・実績報告の手続の簡素化を図っている。そのほか、「令和元年的地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、加算Ⅰの加算率の認定に係る職員の経験年数について、年金加入記録等による推認が可能であることを明確にする措置を講じている。

また、「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に関する会計検査の結果について」（令和元年12月20日会計検査院報告）を踏まえ、処遇改善等加算による賃金改善に要した費用について、前年度の加算額に係る残額の支払分を除くことについて明確化を図っている。

各都道府県知事におかれでは、これらの趣旨を十分に御了知の上、管内の市町村に対して遅滞なく周知するようお願いする。

なお、本通知は、令和2年4月1日以降に支給された処遇改善等加算から適用する。これに伴い、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日付け府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）は廃止する。

記

第1 目的・対象

1 目的

処遇改善等加算は、教育・保育の提供に従事する人材の確保及び資

「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」（令和元年12月10日子ども・子育て会議取りまとめ）を踏まえ、処遇改善等加算の賃金改善の起点を前年度とし、計画・実績報告の手續の簡素化を図っている。そのほか、「令和元年的地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、加算Ⅰの加算率の認定に係る職員の経験年数について、年金加入記録等による推認が可能であることを明確にする措置を講じている。

また、「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に関する会計検査の結果について」（令和元年12月20日会計検査院報告）を踏まえ、処遇改善等加算による賃金改善に要した費用について、前年度の加算額に係る残額の支払分を除くことについて明確化を図っている。

各都道府県知事におかれでは、これらの趣旨を十分に御了知の上、管内の市町村に対して遅滞なく周知するようお願いする。

なお、本通知は、令和2年4月1日以降に支給された処遇改善等加算から適用する。これに伴い、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日付け府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）は廃止する。

記

第1 目的・対象

1 目的

処遇改善等加算は、教育・保育の提供に従事する人材の確保及

質の向上のため、特定教育・保育等に通常要する費用の額を勘案して定める基準額（以下「公定 価格」という。）において、職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に要する費用（加算Ⅰの基礎分）、職員の賃金の改善やキャリアパスの構築の取組に要する費用（加算Ⅰの賃金改善要件分）、職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金の改善に要する費用（加算Ⅱ）及び職員の賃金の継続的な引上げ（ベースアップ）等に要する費用（加算Ⅲ）を確保することにより、賃金体系の改善を通じて「長く働くことができる」職場環境を構築し、もって質の高い教育・保育の安定的な供給に資するものとすること。

2 加算対象施設・事業所

特定教育・保育施設（都道府県又は市町村が設置するものを除く。）及び特定地域型保育事業所（加算Ⅰ及び加算Ⅱにあっては都道府県又は市町村が運営するものを除く。）とすること。

第2 加算の認定に関する事務

1 加算の認定

(1) 加算Ⅰ及び加算Ⅱの認定に関する事務は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるところにより行うこと。

ア 指定都市、中核市及び特定市町村（都道府県知事との協議により本通知に基づく事務を行うこととする市町村をいう。以下同じ。）（以下「指定都市等」という。）が管轄する施設・事業所については、その施設・事業所を管轄する指定都市等の長が加算の認定を行うこととし、認定の内容を施設・事業所に通知することとする。

イ 一般市町村（指定都市等以外の市町村をいう。以下同じ。）が管轄する施設・事業所については、その施設・事業所を管轄する一般市町村の長が取りまとめた上で都道府県知事が加算の認定を

び資質の向上のため、特定教育・保育等に通常要する費用の額を勘案して定める基準額（以下「公定 価格」という。）において、職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に要する費用（加算Ⅰの基礎分）、職員の賃金の改善やキャリアパスの構築の取組に要する費用（加算Ⅰの賃金改善要件分）及び職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金の改善に要する費用（加算Ⅱ）を確保することにより、賃金体系の改善を通じて「長く働くことができる」職場環境を構築し、もって質の高い教育・保育の安定的な供給に資すること。

2 加算対象施設・事業所

都道府県又は市町村以外の者が運営する特定教育・保育施設（都道府県又は市町村以外の者が設置するものに限る。）及び特定地域型保育事業所の全てを対象とすること。

第2 加算の認定に関する事務

1 加算の認定

加算Ⅰ及び加算Ⅱの認定に関する事務は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるところにより行うこと。

(1) 指定都市、中核市及び特定市町村（都道府県知事との協議により本通知に基づく事務を行うこととする市町村をいう。以下同じ。）（以下「指定都市等」という。）が管轄する施設・事業所については、その施設・事業所を管轄する指定都市等の長が加算の認定を行うこととし、認定の内容を施設・事業所に通知することとする。

(2) 一般市町村（指定都市等以外の市町村をいう。以下同じ。）が管轄する施設・事業所については、その施設・事業所を管轄する一般市町村の長が取りまとめた上で都道府県知事が加算の

行うこととする。都道府県知事は、一般市町村の長に施設・事業所ごとの認定結果を通知し、通知を受けた一般市町村は、その内容を施設・事業所の設置者・事業者に通知することとする。

(2) 加算Ⅲの認定に関する事務は、施設・事業所を管轄する市町村の長が加算の認定を行うこととし、認定の内容を施設・事業所に通知することとする。

2 加算申請書の提出時期

(1) 加算Ⅰ及び加算Ⅱに関する加算申請書の提出については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるところにより行うこと。

ア 指定都市等が管轄する施設・事業所の設置者・事業者は、指定都市等の長の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する指定都市等の長に提出すること。

イ 一般市町村が管轄する施設・事業所の設置者・事業者は、都道府県知事の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する一般市町村の長に提出するものとする。一般市町村の長は、管轄する施設・事業所の必要書類を取りまとめた上で、都道府県知事の定める日までに、都道府県知事に提出すること。

(2) 加算Ⅲに関する加算申請書の提出については、施設・事業所の設置者・事業者は、市町村の長の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する市町村の長に提出すること。

第3 加算額に係る使途

1 基本的な考え方

加算Ⅰの基礎分に係る加算額は、職員（非常勤職員及び法人の役員

認定を行うこととする。都道府県知事は、一般市町村の長に施設・事業所ごとの認定結果を通知し、通知を受けた一般市町村は、その内容を施設・事業所の設置者・事業者に通知することとする。

2 加算申請書の提出時期

加算申請書の提出については、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるところにより行うこと。

(1) 指定都市等が管轄する施設・事業所の設置者・事業者は、指定都市等の長の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する指定都市等の長に提出すること。

(2) 一般市町村が管轄する施設・事業所の設置者・事業者は、都道府県知事の定める日までに、施設・事業所ごとに、必要書類を当該施設・事業所の所在する一般市町村の長に提出するものとする。一般市町村の長は、管轄する施設・事業所の必要書類を取りまとめた上で、都道府県知事の定める日までに、都道府県知事に提出すること。

(追加)

第3 加算額に係る使途

1 基本的な考え方

加算Ⅰの基礎分に係る加算額は、職員（非常勤職員及び法人の

等を兼務している職員を含む。以下同じ。) の賃金(退職金(注) 及び法人の役員等としての報酬を除く。以下同じ。) の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てること。

加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ及び加算Ⅲに係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てること。また、当該改善の前提として、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定(以下「増額改定」という。) 分に係る支給額についても、同様であること。

(注) 退職者に対して第1の1の目的と関連なく適用される賃金の項目やその増額については、その名目にかかわらず、処遇改善等加算の賃金の改善に要した費用に含めることができない。

2 賃金の改善の方法

(略)

(注) 3により加算額の一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所の賃金改善に充てる場合であっても、それを理由として賃金水準を低下させたり、加算による改善の水準を拠出の程度を超えて低下させたりしないこと。

加算Ⅰの賃金改善要件分及び加算Ⅲに係る加算額については、各施設・事業所で決定する範囲の職員に対し、基本給、手当、賞与又是一時金等のうちから改善を行う賃金の項目を特定した上で、毎月払い、一括払い等の方法により賃金の改善を行うことができ、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。なお、手当や一時金等については、基本給の引上げや定期昇給の増額等に段階的に反映していくことが望ましく、給与表や給与規程の見直しを推進すること。(略)

3 他の施設・事業所の賃金の改善への充当

加算Ⅰの賃金改善要件分及び加算Ⅲ(令和4年度までの間は、加算

役員等を兼務している職員を含む。以下同じ。) の賃金(退職金(注) 及び法人の役員等としての報酬を除く。以下同じ。) の勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てること。

加算Ⅰの賃金改善要件分及び加算Ⅲに係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てること。また、当該改善の前提として、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定(以下「増額改定」という。) 分に係る支給額についても、同様であること。

(注) 退職者に対して第1の1の目的と関連なく適用される賃金の項目やその増額については、その名目にかかわらず、処遇改善等加算の賃金の改善に要した費用に含めることができない。

2 賃金の改善の方法

(略)

(注) 3により加算額の一部を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所の賃金改善に充てる場合であっても、それを理由として賃金水準を低下させたり、加算による改善の水準を拠出の程度を超えて低下させたりしないこと。

加算Ⅰの賃金改善要件分に係る加算額については、各施設・事業所で決定する範囲の職員に対し、基本給、手当、賞与又是一時金等のうちから改善を行う賃金の項目を特定した上で、毎月払い、一括払い等の方法により賃金の改善を行うことができ、各施設・事業所においてその名称、内訳等を明確に管理すること。なお、手当や一時金等については、基本給の引上げや定期昇給の増額等に段階的に反映していくことが望ましく、給与表や給与規程の見直しを推進すること。(略)

3 他の施設・事業所の賃金の改善への充当

加算Ⅰの賃金改善要件分(令和4年度までの間は、加算Ⅱを含

Ⅱを含む。)に係る加算額については、その一部(加算Ⅱにあっては、加算見込額の20%(10円未満の端数切り捨て)を上限とする。)を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所(注)における賃金の改善に充てることができること。

(注) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(当該施設・事業所が所在する市町村の区域外に所在するものを含む。)に限る。

4 加算残額の取扱い

加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ及び加算Ⅲについて、加算当年度(加算の適用を受けようとする年度をいう。以下同じ。)の終了後、第4の2(3)又は(4)、第5の2(3)又は(4)及び第6の2(2)による算定の結果、賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回り、又は支払賃金総額が起点賃金水準を下回った場合には、その翌年度内に速やかに、その差額(以下「加算残額」という。)の全額を一時金等により支払い、賃金の改善に充てること。

なお、第2の1により加算の認定を行った地方自治体は、加算当年度に係る加算残額については、加算当年度分の実績報告において金額を確定するとともに、監査や当該翌年度分の実績報告により、当該翌年度内にその支払が完了したことを確認すること。

第4 加算Ⅰの要件

1 加算率

(略)

(加算率区分表)

(略)

(1)～(6) (略)

2 賃金改善要件

(加算認定に係る要件)

む。)に係る加算額については、その一部(加算Ⅱにあっては、加算見込額の20%(10円未満の端数切り捨て)を上限とする。)を同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所(注)における賃金の改善に充てことができること。

(注) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(当該施設・事業所が所在する市町村の区域外に所在するものを含む。)に限る。

4 加算残額の取扱い

加算Ⅰの賃金改善要件分及び加算Ⅱについて、加算当年度(加算の適用を受けようとする年度をいう。以下同じ。)の終了後、第4の2(3)又は(4)並びに第5の2(3)又は(4)による算定の結果、賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回り、又は支払賃金総額が起点賃金水準を下回った場合には、その翌年度内に速やかに、その差額(以下「加算残額」という。)の全額を一時金等により支払い、賃金の改善に充てること。

なお、都道府県又は指定都市等は、加算当年度に係る加算残額については、加算当年度分の実績報告において金額を確定するとともに、監査や当該翌年度分の実績報告により、当該翌年度内にその支払が完了したことを確認すること。

第4 加算Ⅰの要件

1 加算率

(略)

(加算率区分表)

(略)

(1)～(6) (略)

2 賃金改善要件

(加算認定に係る要件)

次の(1)ア又は(2)アのいずれかに掲げる要件を満たす別紙様式5「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」を都道府県知事又は指定都市等の長に対して提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知していること。

また、一般市町村が管轄する施設・事業所であって、加算Ⅲの申請を行うものは、別紙様式5の添付資料として、別紙様式9「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅲ）」の写しを添付すること。

(1) 加算Ⅰ新規事由がある場合

ア～オ (略)

カ 「賃金改善見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における見込賃金（当該年度に係る第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由及び第6の2に定める加算Ⅲによる賃金の改善見込額並びに加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準が「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。

キ (略)

ク 「特定加算見込額」とは、賃金改善実施期間における加算見込額のうち加算Ⅰ新規事由に係る額として、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の＜算式＞により算定した額を合算して得た額※（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

＜算式＞

「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×{「加算Ⅰ新規事由に係る加算率」×100}×「見込平均利用子ど�数」×「賃金改善実施期間の月数」

※ 施設・事業所間で特定加算見込額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額を加

次の(1)ア又は(2)アのいずれかに掲げる要件を満たす別紙様式4「賃金改善計画書（処遇改善等加算Ⅰ）」を都道府県知事又は指定都市等の長に対して提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知していること。

(1) 加算Ⅰ新規事由がある場合

ア～オ (略)

カ 「賃金改善見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における見込賃金（当該年度に係る加算残額を含む。また、第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善見込額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準が「起点賃金水準」を超えると認められる部分に相当する額をいう。

キ (略)

ク 「特定加算見込額」とは、賃金改善実施期間における加算見込額のうち加算Ⅰ新規事由に係る額として、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の＜算式＞により算定した額を合算して得た額※（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

＜算式＞

「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×{「加算Ⅰ新規事由に係る加算率」×100}×「見込平均利用子ど�数」×「賃金改善実施期間の月数」

※ 施設・事業所間で加算の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額を

える（減じる）こと。

ケ～サ（略）

(2) 加算Ⅰ新規事由がない場合

ア～ウ（略）

工 「賃金見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における見込賃金（当該年度における第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由及び第6の2に定める加算Ⅲによる賃金の改善見込額並びに加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）をいう。

才 「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができます。また、基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※1を合算した水準※2・※3（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

※1 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の<算式1>により算定した額を合算して得た額から<算式2>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。

<算式1>

「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×{「基準翌年度から加算当年度までの入件費の改定分に係る改定率」×100}×「見込平均利用子ど�数」×「賃金改善実施期間の月数」

加える（減じる）こと。

ケ～サ（略）

(2) 加算Ⅰ新規事由がない場合

ア～ウ（略）

工 「賃金見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における見込賃金（当該年度に係る加算残額を含む。また、第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善見込額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）をいう。

才 「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができます。また、基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※1を合算した水準※2・※3（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

※1 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の<算式1>により算定した額を合算して得た額から<算式2>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。

<算式1>

「加算当年度の加算Ⅰの単価の合計額」×{「基準翌年度から加算当年度までの入件費の改定分に係る改定率」×100}×「見込平均利用子ど�数」×「賃金改善実施期間の月数」

<算式2>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」
÷ 「加算前年度における賃金の総額」×「基準翌年度から加
算当年度までの公定価格における人件費の改定分」

※2 キャリアパス要件を満たさなくなる場合等、賃金改善要件分に係る加算率が減少する場合において、基準年度の賃金水準を算定するに当たっては、減少する賃金改善要件分の加算率に相当する加算見込額（注1）（法定福利費等の事業主負担分（注2）を除く。）を控除すること。

※3 施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額から法定福利費等の事業主負担分を控除した額（注3）を加える（減じる）こと。

（注1）～（注3）（略）

力（略）

（実績報告に係る要件）

加算当年度速やかに、次の(3)ア又は(4)アのいずれかに掲げる要件を満たす別紙様式6「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）」を市町村の長に対して提出すること。

(3) 加算Ⅰ新規事由がある場合

ア 加算Ⅰ新規事由に応じ、賃金改善実施期間において、賃金等実績総額が特定加算実績額※を下回っていないこと。また、賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回った場合には、生じた加算残額の全額を当該翌年度に速やかに職員の賃金（法定福利費等

<算式2>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷ 「加算前年度における賃金の総額」×「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」

※2 キャリアパス要件を満たさなくなる場合等、賃金改善要件分に係る加算率が減少する場合において、基準年度の賃金水準を算定するに当たっては、減少する賃金改善要件分の加算率に相当する加算見込額（注1）（法定福利費等の事業主負担分（注2）を除く。）を控除すること。

※3 施設・事業所間で加算の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額から法定福利費等の事業主負担分を控除した額（注3）を加える（減じる）こと。

（注1）～（注3）（略）

力（略）

（実績報告に係る要件）

加算当年度速やかに、次の(3)ア又は(4)アのいずれかに掲げる要件を満たす別紙様式5「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）」を市町村の長に対して提出すること。

(3) 加算Ⅰ新規事由がある場合

ア 加算Ⅰ新規事由に応じ、賃金改善実施期間において、賃金等実績総額が特定加算実績額※を下回っていないこと。また、賃金改善等実績総額が特定加算実績額を下回った場合には、生じた加算残額の全額を当該翌年度に速やかに職員の賃

の事業主負担分を含む。)として支払うこと。

イ～エ (略)

オ 「賃金改善実績額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金（当該年度に係る加算残額を含む。また、当該年度に係る第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由及び第6の2に定める加算Ⅲによる賃金の改善額並びに加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準が「起点賃金水準」（加算当年度に国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定があった場合には、当該改定分※を反映させた賃金水準）を超えると認められる部分に相当する額をいう。

※ 増額改定があった場合の、各職員の増額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。）は、次の＜算式1＞により算定した額以上となっていることを要する。

＜算式1＞＜算式2＞ (略)

カ (略)

キ 「特定加算実績額」とは、賃金改善実施期間における加算実績額のうち加算Ⅰ新規事由に係る額（加算当年度に増額改定があった場合には、当該増額改定における加算Ⅰの単価増に伴う增加額を、減額改定があった場合には、当該減額改定における加算Ⅰの単価減に伴う減少額を反映させた額。）として次の＜算式＞により算定した額※（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

＜算式＞

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定又は減額改定を反映させた額）」×「加算Ⅰ新規事由に係る加算率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」

金（法定福利費等の事業主負担分を含む。）として支払うこと。

イ～エ (略)

オ 「賃金改善実績額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金（当該年度に係る加算残額を含む。また、第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準が「起点賃金水準」（加算当年度に国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定があった場合には、当該改定分※を反映させた賃金水準）を超えると認められる部分に相当する額をいう。

※ 増額改定があった場合の、各職員の増額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。）は、次の＜算式1＞により算定した額以上となっていることを要する。

＜算式1＞＜算式2＞ (略)

カ (略)

キ 「特定加算実績額」とは、賃金改善実施期間における加算実績額のうち加算Ⅰ新規事由に係る額（加算当年度に増額改定があった場合には、当該増額改定における加算Ⅰの単価増に伴う增加額を、減額改定があった場合には、当該減額改定における加算Ⅰの単価減に伴う減少額を反映させた額。）として次の＜算式＞により算定した額※（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

＜算式＞

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定又は減額改定を反映させた額）」×「加算Ⅰ新規事由に係る加算率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係

※ 施設・事業所間で特定加算実績額の一部の配分を調整した場合には、それぞれ、受入（拠出）実績額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回った（下回った）ときはその差額を加える（減じる）こと。

(4) 加算Ⅰ新規事由がない場合

ア イ (略)

ウ 「支払賃金額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金（当該年度に係る加算残額を含む。また、当該年度に係る第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由及び第6の2に定める加算Ⅲによる賃金の改善額並びに加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）をいう。

エ 「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができます。また、基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※1・※2を合算した水準
※3・※4（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

※1 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、次の<算式1>により算定した額から<算式2>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。

<算式1><算式2> (略)

※2 ※3 (略)

※4 施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整した場合に

る加算率」

※ 施設・事業所間で加算の一部の配分を調整した場合には、それぞれ、受入（拠出）実績額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回った（下回った）ときはその差額を加える（減じる）こと。

(4) 加算Ⅰ新規事由がない場合

ア イ (略)

ウ 「支払賃金額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金（当該年度に係る加算残額を含む。また、第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）をいう。

エ 「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができます。また、基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※1・※2を合算した水準
※3・※4（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

※1 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、次の<算式1>により算定した額から<算式2>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除した額とする。

<算式1><算式2> (略)

※2 ※3 (略)

※4 施設・事業所間で加算の一部の配分を調整した場合に

は、それぞれ、受入（拠出）実績額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回った（下回った）ときはその差額から法定福利費等の事業主負担分を控除した額（注3）を加える（減じる）こと。

（注1）～（注3）（略）

3 キャリアパス要件 (略)

第5 加算Ⅱの要件

1 加算Ⅱ算定対象人数の算定 (略)

2 加算要件 (加算認定に係る要件)

次の(1)ア又は(2)アのいずれかに掲げる要件を満たす別紙様式7「賃金改善計画書処遇改善等加算Ⅱ」を都道府県知事又は指定都市等の長に対して提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知していること。

(1) 加算Ⅱ新規事由がある場合

ア～キ（略）

ク 「特定加算見込額」とは、賃金改善実施期間における加算見込額のうち加算Ⅱ新規事由に係る額として、次に掲げる施設・事業所の区分に応じ、それぞれに定めるところにより算定した額※をいう。

＜ア i の場合＞

（略）

＜ア ii の場合＞

は、それぞれ、受入（拠出）実績額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回った（下回った）ときはその差額から法定福利費等の事業主負担分を控除した額（注3）を加える（減じる）こと。

（注1）～（注3）（略）

3 キャリアパス要件 (略)

第5 加算Ⅱの要件

1 加算Ⅱ算定対象人数の算定 (略)

2 加算要件 (加算認定に係る要件)

次の(1)ア又は(2)アのいずれかに掲げる要件を満たす別紙様式6「賃金改善計画書処遇改善等加算Ⅱ」を都道府県知事又は指定都市等の長に対して提出するとともに、その具体的な内容を職員に周知していること。

(1) 加算Ⅱ新規事由がある場合

ア～キ（略）

ク 「特定加算見込額」とは、賃金改善実施期間における加算見込額のうち加算Ⅱ新規事由に係る額として、次に掲げる施設・事業所の区分に応じ、それぞれに定めるところにより算定した額※をいう。

＜ア i の場合＞

（略）

＜ア ii の場合＞

a 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所以外の施設・事業所 加算Ⅱの区分に応じてそれぞれに定める＜算式＞により算定した額の合算額

＜算式＞

加算Ⅱ-① 「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数A」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）

加算Ⅱ-② 「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数B」×「賃金改善実施期間の月数」（同）

b 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所 加算Ⅱ-①又は加算Ⅱ-②のいずれか選択されたものについて、次に掲げる＜算式＞により算定した額

＜算式＞

「加算当年度の単価」×「賃金改善実施期間の月数」
(千円未満の端数は切り捨て)

※ 施設・事業所間で特定加算見込額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額を加える（減じる）こと。

ケ コ (略)

(2) 加算Ⅱ新規事由がない場合

ア～ウ (略)

エ 「賃金見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における見込賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、当該年度に係る加算残額を含み、加算前年度に係る

a 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所以外の施設・事業所 加算Ⅱの区分に応じてそれぞれに定める＜算式＞により算定した額の合算額

＜算式＞

加算Ⅱ-① 「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数A」×「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）

加算Ⅱ-② 「加算当年度の単価」×「加算当年度の人数B」×「賃金改善実施期間の月数」（同）

b 家庭的保育事業、事業所内保育事業（利用定員5人以下の事業所に限る。）及び居宅訪問型保育事業を行う事業所 加算Ⅱ-①又は加算Ⅱ-②のいずれか選択されたものについて、次に掲げる＜算式＞により算定した額

＜算式＞

「加算当年度の単価」×「賃金改善実施期間の月数」
(千円未満の端数は切り捨て)

※ 施設・事業所間で加算の一部の配分を調整する場合は、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額を加える（減じる）こと。

ケ コ (略)

(2) 加算Ⅱ新規事由がない場合

ア～ウ (略)

エ 「賃金見込額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における見込賃金（役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。また、当該年度に係る加算残額を含み、加算前年度に係る

加算残額の支払を除く。) をいう。

才 「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができる。また、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。算定方法は、第4の2(1)サに準じる。) に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※1を合算した水準※2（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

※1 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分（法定福利費等の事業主負担分を除く。）による賃金の改善（賃金改善実施期間におけるものに限る。）のうち、加算Ⅱによる賃金改善対象となる各職員の役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、毎月決まって支払われる手当及び基本給に係る部分を合算して得た額とする。

※2 施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額（注）を加える（減じる）こと。

(注) 次の<算式>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除すること。

<算式>

算前年度に係る加算残額の支払を除く。) をいう。

才 「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準（加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができる。また、役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、決まって毎月支払われる手当及び基本給に限る。基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。算定方法は、第4の2(1)サに準じる。) に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分※1を合算した水準※2（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

※1 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額は、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分（法定福利費等の事業主負担分を除く。）による賃金の改善（賃金改善実施期間におけるものに限る。）のうち、加算Ⅱによる賃金改善対象となる各職員の役職手当、職務手当など職位、職責又は職務内容等に応じて、毎月決まって支払われる手当及び基本給に係る部分を合算して得た額とする。

※2 施設・事業所間で加算の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（拠出）見込額が基準年度の受入（拠出）実績額を上回る（下回る）ときはその差額（注）を加える（減じる）こと。

(注) 次の<算式>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除すること。

<算式>